

# 賃金控除に関する協定書

〇〇〇〇会社と 従業員代表 〇〇〇〇 は労働基準法第24条第1項但書に基づき賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

## 記

1. 〇〇〇〇会社 は、毎月 〇〇 日、賃金支払いの際次に掲げるものを控除して支払うことができる。
  - (1) 会社借上げ社宅費、その社宅の水道光熱費
  - (2) 会社貸付金の返済金
  - (3) 食費（会社で購入する弁当代等）
  - (4) 物品購入費（作業着、安全靴等）
  - (5) その他事理明白なもの
2. この協定は平成〇〇年〇〇月〇〇日から有効とする。
3. 本協定の有効期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の30日前までに、会社または従業員のいずれからも異議の申し出がないときは、この協定はさらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

従業員代表 〇〇〇〇 印